

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援契約書

利用者_____（以下「利用者」といいます。）と結城市東部地域包括支援センターただ（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援及び第1号介護予防支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令及び本契約書に従って、利用者に対して適切な介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成し、介護予防サービス又は介護予防ケアマネジメントサービス（以下「サービス」といいます。）の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業所（以下「サービス事業所」といいます。）や関係者との連絡調整を図ります。

（対象者）

第2条 この契約の対象者は、次に該当する者となります。

- （1） 要介護認定の認定区分が要支援1又は要支援2の者
- （2） 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の認定を受けた者

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、利用者が新たに要介護認定を受け、要支援1又は要支援2の認定を受けた場合には、当該認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合には、この契約は自動で更新されるものとします。

（サービス計画作成の委託）

第4条 事業者は、サービス計画の作成を結城市が設置する「結城市地域包括支援センター運営協議会」の承認のもと、指定居宅介護支援事業所に委託したうえで実施することができるものとします。

2 前項の規定により受託した指定居宅介護支援事業所（以下「受託事業所」といいます。）は、サービス計画の作成を介護支援専門員に担当させ、次に掲げる事項を遵守します。

- （1） 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- （2） 当該地域におけるサービス事業所等に関するサービスの内容及び利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- （3） 提供されるサービスの目標やその達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を明記したサービス計画の原案を作成すること。
- （4） 前号のサービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けること。
- （5） 利用者が、医療系サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求めて、その指示がある場合には、これに従うこと。

- (6) サービス計画の作成後、サービスの給付管理を行うこと。
- (7) 介護保険や介護に関することについて、相談に応じること。
- (8) その他、サービス計画の作成に関する必要な支援を行うこと。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、サービス計画の作成後に、次に掲げる事項を担当職員に実施させます。

- (1) 利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取って、経過の把握に努めること。
- (2) サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業所等との連絡調整を行うこと。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてサービス計画の変更、要介護認定の認定区分の変更申請の支援等、必要な対応をすること。

(サービス計画の変更)

第6条 利用者が、サービス計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもってサービス計画の変更を行います。

(相談・苦情への対応)

第7条 事業者は、利用者や利用者の家族からの相談や苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス計画等に関する利用者の相談や苦情等に対して、迅速に対応します。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1カ月以上の予告期間をもって事業者に届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- (1) 正当な理由がないのに、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せず、サービスの提供を怠ったとき。
- (2) 第15条に定める守秘義務に違反したとき。
- (3) 破産等事業を継続する見通しが困難になったとき。

(事業者の解除権)

第9条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力等、利用者・事業者間の信頼関係を損壊する行為がみられ、その改善の見込みがない等、この契約の目的を達することが不可能となったときは、相当の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

(記録の整備)

第10条 事業者は、利用者に対するサービス計画の提供に際して作成した記録・書類を、この契約の終了日から5年間保管します。

(利用料金)

第11条 事業者が利用者に提供する指定介護予防支援及び第1号介護予防支援に対する利用料金は、「指定介護予防支援及び第1号介護予防支援重要事項説明書」とおりです。

(契約の終了)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新をしない旨の申出があり、契約期間が満了したとき。
- (2) 第2条第1号に該当する利用者が要介護認定を受け、認定区分が要介護（要介護1から要介護5）又は非該当（自立）の認定を受けたとき。
- (3) 第2条第2号に該当する利用者が要介護認定を受け、認定区分が要介護（要介護1から要介護5）の認定を受けたとき。
- (4) 第8条第1項に基づいて、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (6) 第9条に基づいて、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (7) 利用者が、介護保険施設等に入所したとき。
- (8) 利用者が、死亡したとき。

（損害賠償）

第13条 事業者は、利用者に対する本契約に基づくサービスの提供に当たり、事業者の行為によって利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（身分証明）

第14条 事業者の職員は、常に身分証を携行し、利用者や家族から提示を求められたときは、速やかに提示します。

（秘密保持）

第15条 事業者及び事業者の職員は、サービスの提供に当たって知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

（善管注意義務）

第16条 事業者は、本契約に基づく業務を行うときは、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（本契約に定めのない事項）

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関連法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により決定します。